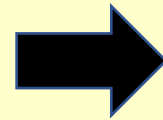


指標1 成年後見制度利用者数

【目標】

令和5年度（2023年度）
1544人令和13年度（2031年度）
年間 1844人

【実績】

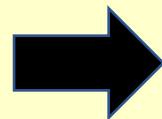
(人)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
利用者数	1,408	1,516	1,549	1,544	1,596	1,615

※各年度の利用者数は熊本家庭裁判所提供データを参照

指標2 市民後見人の対応ケース数

【目標】

令和5年度（2023年度）
6 ケース令和13年度（2031年度）
20ケース

【実績】

(ケース)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
ケース数 (累計)	1	3	4	6	9	10

1. 担い手確保に向けた取組状況について

- 各専門職団体の受任状況と課題等を共有するため、担い手育成の懇談会を開催した。
- 熊本県が令和 7 年 3 月に策定した「熊本県市民後見人等（権利擁護人材）の担い手育成方針」に基づき、市民後見人養成講座の開催案内を県内全域に送付。1 自治体から市民の参加があった。また、市民後見人養成講座が開催されていない 6 自治体の職員も講座に参加し、県内全域で担い手確保に向けた取組みを行った。

2. 中核機関の機能強化について

- 受任調整会議については、R6年度より、9度開催しており、21件の案件について相応しい職種を審議し、その結果を家庭裁判所と共有した。
- 令和 7 年度より、成年後見制度の必要性を含む権利擁護の支援方針を専門職と検討する会議体として、方針会議を新設した。
- 令和 7 年度より、権利擁護連絡会を新設し、成年後見制度に係る相談機関相互の役割分担の協議やスキルアップ研修等を行った。